

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

大空町建設課より大切なお知らせ

令和2年4月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新が必要になります

「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から**5年間**となります。

※令和2年3月31日までに指定(予定)を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下表参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日～平成11年3月31日	令和2年4月1日～令和3年3月31日まで
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和2年4月1日～令和4年3月31日まで
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和2年4月1日～令和5年3月31日まで
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和2年4月1日～令和6年3月31日まで
平成25年4月1日～令和2年3月31日	令和2年4月1日～令和7年3月31日まで

●指定更新の要件は**新規指定と同様**です。

○更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者継続申請書
- ・誓約書
- ・機械器具調査
- ・定款の写し及び登記事項証明書(法人)
又は住民票(個人)
- ・選任する責任技術者の確認書類
(免状の写し及び技術者証の写し)

○指定継続手数料

1件につき**10,000円**(非課税)

※継続申請書・誓約書は大空町ホームページに掲載しています。

今回のご連絡(郵送)により、更新の対象となる指定給水装置工事事業者様は、上記更新期間を確認していただき、手続きをよろしく願います。

なお、今回のご連絡により郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等について)
- 給水装置工事責任技術者の研修受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◇継続申請についてのお問い合わせ◇

大空町建設課上下水道グループ TEL0152-74-2111